

「相続登記の義務化と 相続土地国庫帰属制度の概要」

従前は相続登記は任意でしたが令和6年4月から相続登記が義務化され、これを怠ると過料（罰金）が科されることとなりました。

また相続した土地を利用しておらず売却したいが買い手が見つからず放置される土地があります。このような放置される土地を国庫に帰属させることが出来る制度が令和5年4月から始まりまりました。これらの制度の概要を解説いたします。

講師

谷口龍一司法書士・行政書士事務所

司法書士・行政書士 **谷口 龍一**



日時 場所

2024年 6月 11日(火) 18:30 – 20:00
大同生命ビル10階(京都市中京区烏丸三条下る)

参加費

会員：無料 / 一般：5,000円

お申し込み お問い合わせ

一般社団法人 相続・事業承継・信託アシストアソシエーション

TEL : 075-223-6626 FAX : 075-223-3620

または、裏面をご覧ください。